

いなべ市監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（公の施設に係る指定管理者）の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

令和2年2月27日

いなべ市監査委員 二宮 敏夫

いなべ市監査委員 伊藤 智子

平成 3 1 年度

財政援助団体等監査結果報告書

公の施設に係る指定管理者監査

(いなべ市商工会)

いなべ市監査委員

い監査第 179 号
令和2年2月26日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 二宮 敏夫
いなべ市監査委員 伊藤 智子

平成31年度財政援助団体等(公の施設に係る指定管理者監査)の監査結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等(公の施設に係る指定管理者)の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査(公の施設に係る指定管理者監査)

第1 監査実施年月日及び監査対象

公の施設に係る指定管理者

実施年月日	対象団体	所管課
令和2年2月5日(水)	いなべ市商工会	農林商工部 商工観光課

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者監査

2 監査の対象

いなべ市商工会における執行事務のうち、平成30年度の公の施設(モデル木造建築ウッドヘッド三重)の運営管理に係る出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

3 監査の主眼

- ・ 施設は条例及び協定書のとおり適切に管理されているか。
- ・ 施設に関わる収支会計経理は適正に行われているか。
- ・ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 経費節減は図られているか。
- ・ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

第3 監査の方法

平成30年度の施設管理の実施状況について、提出を求めた監査資料に基づき、関係者から説明を聴取するとともに、当該施設運営に係る関係諸帳簿及び証拠書類の照合、調査する方法で監査を実施した。

第4 監査の結果

第3のとおり監査を実施した結果、条例及び基本協定書に沿って施設の管理運営、事務処理が執行されており、おおむね適正であると認められた。なお、監査の過程において気付いた事務処理上の事項や軽易な案件については、その都度口頭により善処方を指示した。

1 監査対象団体の概要

名称・代表者	いなべ市商工会 会長 三輪秀孝
事務所所在地	いなべ市北勢町阿下喜1991番地
指定管理に係る協定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日
業務報告書提出日	令和元年5月8日
指定管理業務	<p>モデル木造建築ウッドヘッド三重においては、やすらぎのある憩いの場・交歓の場として心ゆたかな人間づくり潤いのある地域づくりの一翼を担っている。</p> <p>市民の健全な利用に供し、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに管理経費の縮減を図ることを目的としている。</p> <p>① 施設の維持管理に関する業務 ② 施設利用者から、施設の利用に係る料金を徴収する業務 ③ 施設の利用に関する業務 ④ 施設の運営に関する業務のうち市長が必要と認める業務</p> <p>行政の代行者として適正かつ公平な管理運営を行なうと同時に創意工夫を活かし、市民が安全かつ快適に施設を利用できる環境を整えるべく日々業務を行なっている。</p>
指定管理業務以外の自主事業	<p>① 商工業に関し相談に応じ指導している ② 商工業に関する情報や資料を収集し提供する ③ 商工業に関する講習会または講演会を開催する。 ④ 三重県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共催事業を行なっている ⑤ 商工業者の福利厚生に資する事業を行なっている ⑥ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行なっている ⑦ 商工業者の委託を受けて該当商工業者が行なうべき事務を処理すること</p>

2 公の施設の指定管理

(1) 指定管理の内容

指定管理者として「モデル木造建築ウッドヘッド三重」の設置及び管理に関する条例及び同条施行規則、管理運営に関する協定書に基づき業務を行なっている。

- ・ 協定期間平成26年4月1日から平成31年3月31日
- ・ 指定管理料2,160,000円(年度協定書による)
業務の詳細は管理運営に関する協定書の定めるとおりとする。

(2) 施設の利用及び収支の状況

指定管理料支払い年月日 平成30年6月5日

- ・ 入場者数 138団体及び17,013名
- ・ 施設使用料収入 23,000円

収支の状況

(単位：円)

収 入		支 出	
指定管理料	2,160,000円	光熱水費	866,750円
施設使用料	23,000円	建物管理費	536,432円
商工会費	75,244円	通信費	66,397円
		一般管理費	216,405円
		その他経費(備品費)	572,260円
合 計	2,258,244円	合 計	2,258,244円

3 指摘事項

特になし

4 所 見

指定管理料については、業務の実施の対価として支払われるものであるため、「モデル木造建築ウッドヘッド三重の設置及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」を遵守し「同協定書」に基づく施設の管理業務に努められたい。

以上